

景観形成基準 チェックシート

(開発行為、土地の形質の変更)

届出者の氏名	
行為の場所	
周辺景観の特性	

共通事項

- 1 届出対象行為が、地域の景観形成に多大な影響を及ぼすことを鑑み、地域の個性・歴史・文化・風土等の特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。
- 2 行為にあたっては、七尾市景観計画を尊重し、良好な景観の形成に努めること。

対象事項	景観形成基準	※ 適否	配慮・措置の内容
開発行為・土地の形質の変更	盛土・切土		
	日本海の海岸線や白い岩壁を損ねたり、山や林の稜線を切る盛土や切土は行わないよう配慮する。	適・否	
	優れた自然景観を構成する地域においては、主要な視点場や周囲からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。	適・否	
	土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。	適・否	
	開発を行う場合は、地形を活かして計画するとともに、区域全体として統一感のあるまちなみとするよう配慮する。	適・否	
	のり面		
	大規模なおり面が生じないよう配慮する。	適・否	
	擁壁への石材の活用や緑化などにより、景観計画における当該地域の方針に応じ、地域の景観向上に寄与するよう配慮する。	適・否	
樹木等			
敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。	適・否		
景観に配慮した植栽計画とする。	適・否		

備考

- 1 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。